鹿児島県有料老人ホーム立入検査実施要領

1 趣旨

この要領は、老人福祉法(以下「法」という。)第29条第11項の規定に基づく有料老人ホームに対する立入検査の実施について、必要な事項を定める。

2 立入検査の基準

立入検査は、原則3年に1回とする。

ただし、介護付き有料老人ホームについては、4年に1回、有料老人ホームに該当するサービス付き高齢者向け住宅(以下、「サ高住」という。)については、5年に1回とする。

3 立入検査職員

原則として、社会福祉課1人、高齢者生き生き推進課1人で立入検査班を編成し班長 を定める。

ただし、サ高住の立入検査時は、土木部建築課住宅政策室1人を加えるものとする。

4 実施方法

(1) 実施通知

立入検査の通知は、別記第1号様式により、立入検査当日の原則として30日前までに行う。

なお,過去の検査状況結果等を勘案して必要があると認めるときは,事前の通知な しで検査を行う。

(2) 実施方法

別に定める「有料老人ホーム自主点検表」に記載された内容を聴取及び実地に確認する方法で行う。

(3) 立会い

立入検査は有料老人ホームの設置者等の立会いを求めて実施する。

(4)講評

立入検査班長は,立入検査終了後,当該立入検査の結果について,設置者等に対し, 現地において講評を行う。

なお, 現地において判断が困難な事項等については, 持ち帰って検討を行い, 改めて連絡する。

5 検査報告

立入検査班長は、立入検査を実施したときは、その結果を別記第2号様式により原則 として実施日から10日以内に所属長に報告しなければならない。

6 結果通知

立入調査の結果,是正又は改善すべき具体的事項がある場合は,別記第3号様式により,是正等指摘事項がない場合は,別記第4号様式により,原則として実施日から30日以内に設置者等に通知する。

7 是正又は改善状況の確認

立入検査の結果の指摘事項に対する是正又は改善状況については、期限を付して別記 様式第5号様式により報告を求めるものとする。

改善報告書が提出された場合には、是正又は改善状況の具体性及び必要な挙証書類の 添付等について十分内容を審査の上、受理するものとする。

なお、期限内に改善できない場合は、改善報告書に理由及び改善予定年月日を記入させることとし、その後速やかに必要な挙証書類の提出を求めるものとする。

また、必要に応じて是正又は改善の状況を実地に確認するものとする。

8 立入検査後の措置

立入検査における是正又は改善状況の確認や設置者からの報告徴収を行っても、是正 又は改善が図られない場合において、法第29条第13項の規定に該当すると認めると きは、同項の規定に基づき、設置者に対して、改善に必要な措置をとるべきことを命じ るものとする。

また、この命令やこれに基づく処分に違反した場合において、入居者保護のため特に 必要があると認めるときは、同条第14項の規定に基づき、事業の制限又は停止を命ず るものとする。なお、これらの命令をしたときは、同条第15項による公示を行うもの とする。

9 その他

その他必要な事項については、別に定めるものとする。

附則

- この要領は、平成13年6月27日から施行する。 附 則
- この要領は、平成18年5月24日から施行する。 附 則
- この要領は、平成20年5月26日から施行する。 附 則
- この要領は、平成21年4月10日から施行する。 附 則
- この要領は、平成22年5月31日から施行する。 附 則
- この要領は、平成24年6月29日から施行する。 附 則
- この要領は、平成25年4月18日から施行する。 附 則
- この要領は、平成30年6月20日から施行する。 附 則
- この要領は、平成31年4月1日から施行する。